

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十九年六月二十一日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第三百二十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 — (メチルアミノ) — フェニルシクロヘキサン — オン及びその塩類
(通称Deschlororocketamine, DXE, DCK)
- 2 — (四 クロロフェニル) N メチルプロパン — アミン及びその塩類
(通称四 CMA, p CMA)
- 3 — (四 シアノブチル) N (二 フェニルプロパン — イル) — H
インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称CUMYL 四CN BI
NACA)

二 指定の理由

- 条例第一条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 指定の効力が発生する日

平成二十九年六月二十一日

平成二十九年六月二十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社